

事 務 連 絡  
平成 28 年 6 月 24 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護予防  
サービス費相当事業等の留意事項について

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成27年4月の改正介護保険法の施行により、各自治体では「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」への移行が順次行われているところですが、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号）（以下「ガイドライン」という。）において、指定事業者によって提供されるサービスについては、従来予防給付として支給されていた高額介護予防サービス費等（高額医療合算介護予防サービス費を含む。）に相当する事業として総合事業の利用料を償還する旨通知しているところです。

高額介護予防サービス費相当事業については、「総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、事業を実施する」ものとしており、高額介護予防サービス費相当事業としての償還対象の利用料算出については、ガイドラインに記載のとおり、「法律に基づく高額介護予防サービス費等の調整後に、その自己負担額が月額上限を超える場合に、事業の運用の中で事業の利用料を償還することを想定」しております。

これらの位置づけに基づき、下記のとおり、各事例における対応について留意が必要であるため、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知をお願いします。

## 記

### ○事例 1

老齢福祉年金受給者または利用者負担段階第 2 段階の受給者を世帯に含む場合、高額介護予防サービス費相当事業に係る償還対象の利用料について、以下のとおり、支給額を算出することとする。

#### <計算方法概要>

- ①高額介護（予防）サービス費の支給額を算出
- ②総合事業サービスの自己負担額を介護（予防）サービスの自己負担額とみなし、高額介護（予防）サービス費の支給額を算出
- ③②で求めた支給額から、①で求めた支給額を控除することで、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算出

### ○事例 2

70 歳以上の低所得者 I 区分の世帯で介護（予防）サービス利用者、総合事業利用者が世帯に複数いる場合の高額医療合算介護（予防）サービス費相当事業に係る利用料について、以下のとおり、支給額を算出することとする。

#### <計算方法概要>

- ①高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額を算出
- ②総合事業サービスの自己負担額を介護（予防）サービスの自己負担額とみなし、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額を算出
- ③②で求めた支給額から、①で求めた支給額を控除することで、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算出

### ○事例 3

事例 2 の計算過程において、総合事業の支給額がマイナスとなる場合、総合事業からの支給額を 0 円とする。

### ○事例 4

高額医療合算介護予防サービス費相当事業にかかる支給額計算において、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給額が支給基準額（500 円）未満で不支給となった場合、不支給となった 500 円未満を、高額医療合算介護予防サービス費相当事業にて支給する。

#### 【担当者】

厚生労働省老健局振興課

地域包括ケア推進係・生活支援サービス係

TEL：03-5253-1111（3986）